

## 合併処理浄化槽に入れ替えて、豊かな自然を子や孫に

・単独処理浄化槽や汲み取りトイレでは、台所・お風呂・洗濯等の排水をそのまま河川に流してしまい、自然に大きな負担をかけてしまいます。次世代へきれいな川を残すため合併処理浄化槽を設置しましょう。



### 市町村整備型事業指定工事店一覧

令和3年1月1日現在

工事店名	電話番号	工事店名	電話番号
シンテック(株)	66・0457	(有)高橋工務店	66・1118
(有)浅見管工	65・0536	(株)岡田工務店	62・3236
(株)一志工業	66・3043	(有)長瀬土木	66・2487
(株)中村工務店	62・0458	(有)秩北給排水サービス	66・2211
(有)新井水道設備	62・4525	樋口水道設備	66・2035
(有)河内電設	62・0754	(有)伊藤衛生社	62・0528
金室住宅設備工事店	62・5395	(有)黒澤水道設備(皆野支店)	63・2131
黒沢窯業(有)	62・0152	添田設備	66・2842

※入れ替えには配管・槽撤去等に各種補助金制度があります。  
詳細は組合か指定工事店へお問い合わせください。

**問合せ** 皆野・長瀬下水道組合浄化槽担当  
☎66・0747  
詳細はHPをご覧ください  
URL <http://www.minanaga.or.jp/>

## 埼玉県受動喫煙防止条例が施行されます！

他人に受動喫煙を生じさせないことが県民の責務となるほか、既存特定飲食提供施設(※)が喫煙可能室を設置するには、健康増進法の要件に加え、従業員がいない場合又は全ての従業員から承諾を得た場合に限られます。

喫煙可能室を設置した場合は、法に基づく届出のほか、条例に基づく届出を管轄保健所に提出してください。

※令和2年4月1日時点で既に営業している資本金又は出資の総額が5千万円以下、客席面積が100㎡以下の飲食店

**【施行日】** 令和3年4月1日



**問合せ** 県健康長寿課 ☎048・830・3582